



トピックス

令和10年4月からストレスチェックが全事業所義務化へ

ストレスチェックは現在、労働者50人以上の事業所において実施が義務となっており、50人未満の事業所においては努力義務となっています。

全事業所に対してストレスチェックの実施を義務とする法改正は、「令和7年5月14日から3年以内の施行」が決定していましたが、この度、令和10年4月1日から施行されることが労働政策審議会の分科会で示されました。



約2年後には今まで実施する必要がなかった全事業所においても実施が必要となるため、計画的に実施の準備を進めましょう。

「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」が公表されています

これからますます暑くなる時期、屋外作業だけでなく、工場・倉庫・厨房などの屋内においても熱中症対策が必要です。

昨年（令和7年）6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の3つのアクションが事業者義務付けられています。

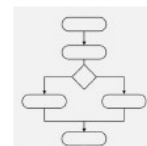


報告体制の整備



重篤化を防ぐ手順作成

それぞれの現場の実情にあった手順を考える



関係作業員への周知



対象となるのは「**WBGT28度以上**または**気温31度以上**の環境下で**連続1時間以上**または**1日4時間**を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合

こちらのガイドでは「熱中症から命を守る」「危ない状況と対策」「予防法」「取組例」「熱中症の基礎知識」「事業主、安全・衛生管理担当者の方へ」の各章に分かれてイラスト付きでわかりやすく解説されているため、必要な部分だけをダウンロード・印刷して、社内に配布することが可能です。

■働く人の今すぐ使える熱中症ガイド：厚生労働省

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/>



人事・労務

「着替えの時間は労働時間か？」



労働時間とは、裁判例では、「労働基準法上の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間という（最判平成12年3月9日労判778・11【三菱重工業事件】）」と判示しており、

- ・労働者が業務に従事しているか（業務性）
- ・業務従事のための待機といえるか（待機性（指揮監督性））
- ・それら業務従事や待機が使用者の義務付けによる指示か（義務制）

などを基に判断されることになります（なお、労働時間は、就業規則の定めいかんにかかわらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かによって客観的に定まります）。

また、厚生労働省のガイドラインでは、労働時間とは、「使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる」とされています（「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日））。

実務上問題となる「着替えの時間」について、ガイドラインによれば、「使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間」は労働時間として扱わなければならないとされています。

三菱重工業事件では、

- ①入退場門から更衣室までの移動時間は労働時間に該当せず、
- ②朝に更衣室等で作業服や保護具等を装着して準備体操をする場所までの移動時間は労働時間に該当し、
- ③休憩時間中における作業服や保護具等の一部の着脱の時間は労働時間に該当せず、
- ④作業場から更衣室等まで移動して作業服や保護具等を脱衣する時間は労働時間

であると結論づけました（同事案は、時間の要する重装備の着替えであったことや所定の場所で着脱することが明確に義務付けられていた事案）。

会社での着替えが義務付けられているか否かという点では、業種にもよりますが、作業着・制服を着用しての通勤を認め、会社でのロッカー等での着替えを義務付けなければ、着替え時間の労働時間性は否定される方向に働くものと思われます。他方で、職場での着替えを義務付けているのであれば、それは労働時間性が肯定される方向に働くことになります。

フクシマ社会保険労務士法人

※中小事業主や一人親方等の労災特別加入手続きも対応可能です。

広島事務所 〒730-0805

広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

高知事務所 〒780-0064

高知市和泉町12-15号

TEL: 088-823-0248 FAX: 088-823-0284

E-mail: info@jinji-fuku.jp

URL: <http://www.jinji.fuku.jp>

